

目 次

はじめに	1
第1章 公的年金の概要	2
1 公的年金とは	2
2 体系（国民年金と被用者年金との関係）	2
3 一元化の推進	3
第2章 財政状況	4
1 財政収支の現状及び推移	4
2 被保険者の現状及び推移	23
3 受給権者の現状及び推移	34
4 財政指標の現状及び推移	55
第3章 平成11年財政再計算結果との比較	75
1 財政計画と比較する際の留意点	75
2 財政収支の実績と将来見通しの比較	78
3 財政指標の実績と将来見通しの比較	94
4 保険料収入、給付費、基礎年金拠出金の実績と将来見通しとの乖離の 分析.....	108
5 積立金の実績と将来見通しとの乖離の分析	122
付属資料	
・ 公的年金制度の沿革	156
・ 長期時系列表	159
・ 最近の経済等の状況	179
・ 用語解説	180

参考資料

はじめに

本報告書は、平成 15 年度における我が国の公的年金の財政状況を取りまとめたものである。

社会保障審議会年金数理部会は、「被用者年金制度の安定性及び公平性の確保に関し、財政再計算時における検証及び毎年度の報告を求めること」、「被用者年金制度の一元化の具体的な措置が講じられる際の具体的な費用負担の在り方等について年金数理的な観点からの検討及び検証」などを行うため設置されている。

部会設置以来、これまで毎年、公的年金各制度の財政状況について制度所管省に報告を求め、また、部会議事の公開、報告資料や議事録の厚生労働省ホームページへの掲載等を通じて、その内容を国民に広く提供してきた。しかしながら、報告や多くの資料は制度別に作成されており、各制度の財政状況を横断的に眺められるものとはなっていない。そこで、各制度からの報告資料をもとに、各制度の財政状況が一覧できるようにわかりやすくまとめた上で、年金財政の複雑な仕組みの説明とともに、現状分析及び平成 11 年財政再計算との比較を行ったものが本報告書であり、平成 13 年度分から、毎年、報告書を作成・公表している。今年度は、全制度から積立金や運用収入等の時価評価結果の報告があり、それを含めた平成 15 年度分を付け加えた。

現在、年金制度については、社会保障制度の一体的な改革をめぐる議論の中で、年金制度の一元化や制度体系の在り方等が様々な場で、活発に議論されている。今後の制度改正の議論では、各制度間の現状の比較は欠くことのできないものである。

本報告書が公的年金の財政状況理解の一助となり、ひいては年金制度改革に資することができれば幸いである。

第1章 公的年金の概要

1 公的年金とは

公的年金は、老後を始め、障害や死亡の場合の所得保障を図るものである。現在、その財政は、現役世代の支払った保険料をその時々の高齢者の年金給付に充てるという世代間扶養の仕組みとなっている。

公的年金は、古くは恩給及び官業共済制度をもととし、いくつかの制度が順次創設された。現在は、国民年金（基礎年金）と厚生年金保険（以下、厚生年金という）、さらに国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び私立学校教職員共済制度の3つの共済年金（以下、それぞれ国共済、地共済、私学共済という）からなる。旧社会保障制度審議会に年金数理部会が設置された昭和55年当時には、これら5つの制度の他、船員保険、公共企業体職員共済組合（国鉄共済、専売共済、日本電信電話共済：以下旧三共済という）、農林漁業団体職員共済組合（以下、旧農林共済という）があったが、いずれも厚生年金と統合（船員保険については職務外の年金給付部分）、現在に至っている。また、厚生年金、国共済、地共済では、さらにその中でいくつかの集団ごとに保険料率が設定されていたが、これも、順次一本化されつつある。

本報告書では、主として、平成7年度からの動きについて見ており、その後に統合があった旧三共済と旧農林年金については、おおむね厚生年金に含めている。なお、国民年金を除く各年金を被用者年金と総称する。

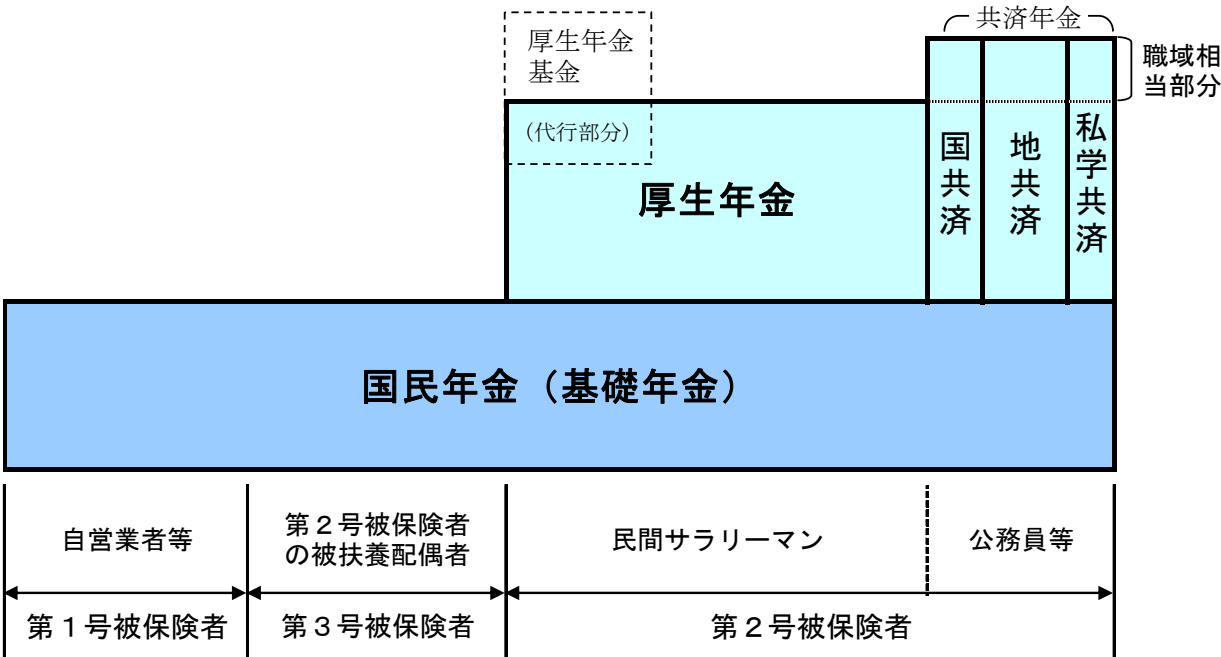
2 体系（国民年金と被用者年金との関係）

公的年金の体系は図で示すと、次頁のとおりである（図表1-2-1）。

公的年金のうち国民年金は、全国民共通の「基礎年金」の制度である。被用者年金各制度の被保険者は国民年金の第2号被保険者となり^注、その被扶養配偶者（20歳以上60歳未満の者に限る。）は同第3号被保険者となる。第2号、第3号被保険者のいずれにも該当しない者、例えば自営業者とその配偶者、家族従業者、無職の者などで20歳以上60歳未満の者は同第1号被保険者となる。そして原則として65歳到達以後、老齢基礎年金を受給する。また、被用者年金制度の被保険者期間を有する者は、当該被用者年金の支給開始年齢到達以後、基礎年金とは別に当該被用者年金も併せて受給する。なお、国民年金には基礎年金以外に付加年金や寡婦年金といった独自給付がある。

注 65歳以上の者にあつては、老齢・退職年金の受給権を有さない者に限られる。

図表 1-2-1 公的年金の体系



注 厚生年金基金は老齢厚生年金の一部を国に代わって支給する（図中「代行部分」）。

3 一元化の推進

公的年金については、現在、就業構造の変化、制度の成熟化の進展等に対応し安定化と公平化を図るため、一元化の推進が図られている（平成 13 年 3 月 16 日付け閣議決定「公的年金制度の一元化の推進について」）。具体的には、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを基本として、統一的な枠組みの形成を推進することとされている。上で触れた、これまでの各制度の統合もその一環と言えよう。さらに、平成 16 年財政再計算では、上記閣議決定に従い、国共済と地共済においては財政単位一元化が図られ掛金率の設定と財政調整制度の導入が行われ、また、私学共済でも掛金率を従前よりも前倒しして引き上げていくこととされた。

政府においては、この被用者年金制度の一元化を進める上での課題に関する処理方針等を検討するため、被用者年金制度の一元化に関する関係省庁連絡会議が設られ、精力的な検討が行われている。また、国会や各党でも年金制度の在り方に関して、社会保障制度や公務員制度の改革と合わせての議論が行われている。